

日本の公文書館はなぜ歴史系博物館になりたがるのか

元札幌市総務局行政部公文書館職員
高井 俊哉

はじめに

最初に申し上げて置く。この拙文は、一応アーカイブズについて記述してはいるものの、根拠の一部分を筆者の記憶や個人的経験に置いているため、とても論文といえる代物ではない（このためタイトルも教養新書風にした。）。そのようなものに時間を費やす余裕や興味もない方は、この時点で読むのを止めるようご助言申し上げる。

その代わり、公文書館やアーカイブズについて初心者の方や、そもそも公文書館と歴史系博物館が異なることを知らない方でも読めるように設（しつら）えたほか、筆者のこだわりを見てみたいという稀少な物好きの方の期待にかなりの割合で応えている。

また、公文書館が歴史系博物館を志向することに何の疑問もない¹方々、逆にもともと異なる公文書館と博物館の相似関係を考えること自体意味がないとする方々には、できれば読んでいただきたいのだが、日本の北の大地は、気候も生態系もアーキビストも独特なのだなと奇異の目で、気分転換又は時間潰しに読んでいただいて結構である。

なお、この拙文の主旨は、題名のとおりである。付け加えるとしたら、題名の問題提起に筆者なりの解答をし、さらに折り合い的な打開策を提示している。

筆者についても付記しておく。札幌市公文書館には、平成 29（2017）年 1 月から令和 2（2020）3 月末までは館長、令和 4 年 4 月から 7 年 3 月末までは再任用の管理係長として勤務した。それ以前の平成 23（2011）年から 4 年間、札幌市役所本庁舎で総務課文書事務担当係長を務めたことで、**札幌市公文書管理条例**の制定と公文書館に移管する文書の選別基準（札幌市のものは**重要公文書該当基準**という。）の作成に関わった。また、この 4 年間の実務経験があったことで、公文書館の実務経験が申請時点では 3 年未満であったにもかかわらず、令和 4 年度に国立公文書館の認証アーキビストに認証された。

文書管理やアーカイブズとの関わりは、文書事務担当係長になってからで、それ以外の約 30 年の札幌市の事務職員としての経歴は、半分強が区役所福祉関係で、残りは議会事務局、スポーツ課、市立大学（事務局に派遣）である。

なお、大学は文学部史学科を出ている。卒業論文は日本古代史で、市の業務で活用することはなかった（平安時代以前の日本史で札幌が出てくることはない。蝦夷＝えみし関連で北海道らしき地名が出てくるかどうかである。）。

1. ことばの説明

1.1 そもそも「公文書館が歴史系博物館になりたがる」とはどういうことか

拙文執筆のきっかけ・動機だが、まず公文書館勤務時に全国の公文書館や文書館から送ら

¹ 日本には、公文書館にして博物館でもある、“夢のような”施設が多分 6 ある。内部は機能分化しているかもしれないが、一つの施設である以上、融通は効きやすいと思われる。“夢”は、分離独立派（こういう一派が実際にいるかどうかはわからないが）には“悪夢”である。いずれにしろ、両方具備している施設が数十以上あれば拙文の存在意義はない。

れてきた刊行物を見るにつけ、江戸時代以前の古文書を扱ったテーマが多いのが気になったのが一つである。移管された公文書を扱った割合が少ないとも感じていた。これは別に統計を取ったわけではなく、筆者の感覚である。

もう一つは、札幌市公文書館の市民向け事業で、移管された公文書を扱う割合が少ないことである。詳細は後述するが、毎年苦勞して選別し受け入れる公文書が使われないのはなぜだろうかという疑問である。

さらに国立公文書館の展示について、これも後述するが、以前から疑問を感じていた。

これらの江戸時代以前の古文書を扱う、展示にこだわることを歴史系博物館的とし、日本の公文書館や文書館が歴史系博物館的活動を積極的に行っているように見えるのを、**公文書館が歴史系博物館になりたがる**²と表現したものである。

1.2 用語の定義

冒頭の助言を経てもここを読んでいる方は、アーカイブズ初心者の可能性があるので、用語の定義をしておく。

まず**公文書館**について。公文書館法（昭和 62 年法律第 150 号）という法律では、まず「公文書等」を第 2 条で「国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）」としたうえで、「公文書館」を第 4 条で「歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」としている。

なお、地方自治体が設置した公文書館には、文書館（もんじょかん、ぶんしょかん）ほか様々な名称がある。公文書をさほど扱っていない施設は文書館がふさわしい場合があり、公文書館と呼ばれることには抵抗があるだろうが、この拙文では「公文書館」に統一する。

次に**現用**とは「国や地方公共団体が現在も業務のために使用している」程度の意味で、「公文書館」が保存するのは「現用」を終えて「非現用」になったものである。なお、「現用」という語は、なぜか紙の辞書（国語辞典）には、ほとんど掲載されていない。

次に**博物館**について。博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）という法律では、第 2 条で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」のうち、公民館と図書館を除き、登録を受けたものとしている。

このような法律上の定義は、「この法律においては」という条件付きがあるのが通例で、同時に法律が適用されるということである。公文書館について言うと、公文書館法では認定規定がない。では何をもって公文書館とみなすかというと、この拙文では国立公文書館の HP（ホームページ。以下同じ。）の関係リンクに掲載されている施設とする。

博物館については、**登録博物館と指定施設**³は文化庁の博物館総合サイトや都道府県のサイトで一覧を見ることができる。それを見るとわかるが、美術館、動物園、水族館も登録又は

² 逆方向の、歴史系博物館が公文書館になりたがることはおそくない。学芸員がアーキビストに転身することはあっても、施設が転身しようとすることは、MLBからのオファーを蹴ってNPBに、欧州五大リーグからのオファーを蹴ってJリーグに来る確率より低いと思われる。

³ 「登録博物館」「指定施設」とも博物館法に基準が規定されている。「指定施設」は令和 4 年の法改正前は「博物館相当施設」と言われていた。

指定⁴されている。逆に「これは？」という施設が一覧にない。北海道で最も代表的な「北海道博物館」は登録又は指定されていないのである。登録博物館と指定施設は、令和7年4月時点で1,439施設（登録博物館1,013）であるのに、文部科学省の平成30年10月の統計では博物館数は5,738であった。つまり、約4千の博物館らしい施設があるのである。経緯の記述は省略するが、国立博物館は博物館法適用外である。正直、博物館法や日本の博物館行政はよくわからない。

このため、**歴史系博物館**もはっきりとした定義はなく、一応は文化庁の博物館総合サイト等で紹介されている登録博物館と指定施設の中で郷土史や歴史を扱っている施設とするが、それ以外にもそれらしい施設や歴史資料館を加えてもよいだろう。参考までに、日本アソシエーツ株式会社が2018年1月に発行した『日本全国歴史博物館事典』に掲載されている施設は275ある。同書の凡例によると、「歴史をテーマにした全国の博物館・資料館・記念館」で、「郷土館、考古博物館、人物記念館など」は原則対象外である。

お気付きであろうが、公文書館も博物館も基本となる法律と館の存在は関係がない。それらしい館であればいいということである。

なお、博物館を博物館たらしめているものの一つは、展示と考える。展示を行っていない博物館は博物館ではないと思う。逆に公文書館では、現在の北海道立文書館が専用の展示室を持っていないという例がある。

このような事情があるので、札幌市の職員研修では法の定義は使用しなかった。札幌市では、新規採用職員必修の公文書館研修（平成30年度、令和元年度に実施。令和6年度復活）や希望制の研修を行っている。公文書の作成経験も多くなく、公文書館については場所とアクセス程度の知識しかない若い職員には、極限までそぎ落とした表現で公文書館を説明していた。それが下記である。

“厳選した古い公文書を永久保存し、一般の市民の利用に供する施設”

補足説明で「厳選」は年0.6%であること、「古い」は「非現用」の意味で年代基準がないこと、「市民の利用に供する施設」は地方自治法上の「公の施設」としていた。

なお、札幌市以外の「公文書館」では、「厳選」は「選別」でもいいし、「利用に供する施設」は必ずしも「公の施設」でなくてもよい（条例で設置しなくてもよい。）と思う。

アーカイブズの専門家には説明不足と指摘されるだろうが、公文書館という言葉からは大手学習塾の読み方を連想する者が多い受講者には、最小限の説明の方が記憶に残ると考えたのである。

最後に**アーキビスト**⁵について。公文書館固有の業務、すなわち移管すべき公文書の選別、保存、利用提供などに従事する職員である。図書館司書や博物館学芸員のような国家資格がない。令和2年度（2020）から国立公文書館が「認証アーキビスト」という認証制度をはじめ、令和6年度までに355人が認証されている。拙文では、認証を受けていなくても、実質的に公文書館固有の業務に従事している職員の意味で使う。

⁴ 札幌市所管では、青少年科学館、円山動物園が登録博物館、芸術の森美術館、本郷新記念札幌彫刻美術館が指定施設である。

⁵ 40年以上前の国立公文書館の研修では、「アーカイバー」と言われていたという証言がある（元札幌市幹部職員）。考えてみると「学芸員」も「司書」も不思議な言葉である。

2. 歴史テーマへの引力～札幌市の例

筆者は、公文書館勤務は札幌市公文館しかなく、他の公文書館については発信・広報されている情報しか知らない。このため、日本の公文書館の一般論を述べる資格はないが、札幌市と共通していると推定される部分を中心に話を進めていく。

2.1 市民の要望

札幌市公文書館の広報や情報発信の活動には、HPやSNS、「公文書館だより」や「年報」の発行のほか、展示パネルの制作がある。これらに対する市民の反応はわかりにくいに対し、公文書館が開催する講演会や講座は、市民の公文書館への要望や期待がじかにわかる事業である。

表1 札幌市公文書館の来館者数と閲覧室利用者数の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
来館者数	2,093	2,768	1,784	549	386	716	785
閲覧室利用者数	801	762	674	533	376	517	585
開館日数	220	218	220	180	130	223	219

※『札幌市公文書館年報』各年度版による。ただし、開館日数は筆者調査による。

上の表は、昨年度の年報の拙稿「公文書館にとっての“来館者数”」に掲載したものである。見てのとおり、来館者数が多い施設ではない。それでもコロナ禍前（令和元年度以前）は年間2千人を超えた年もあった。その理由は公文書館主催の職員研修と市民向け講演・講座の開催による（歴代最高の平成30年度は、さらに他の部課が公文書館の講堂を研修会場として使用したことによる来館者が651人あった。）。

このうち、市民向け講演・講座の開催による来館者は、講演と古文書講座の受講来館者がそれぞれ200人から300人超あり、合計で500～600人超になるのが通例であった（平成27年度～令和元年度）。

講演は、事前申し込み制90分と当日先着制60分（「さっぽろ閑話」）の2種類があり、原則定員50人、講師は会計年度任用職員である専門員を含む札幌市公文書館の現役・元職員である。テーマは、担当講師の任意だが、札幌の歴史に関心を持ってもらい、ひいては所蔵資料の利用（閲覧又は写しの交付）につながることを目標としていたので、当然札幌に関係するテーマであった。

古文書講座も講師は専門員を含む札幌市公文書館職員で、題材も講師が選んでいた。なお、古文書講座は、1コース複数回設定するので、延べ来館者は多くなった。

講演のテーマと古文書講座の題材については後述するが、市民向け講演・講座は開催すれば常に満員にならないまでも、一定程度の受講者数が見込まれる事業であった。毎回アンケートを取っていたが、「機会があればまた受講したい」という意見は常にあり、希望するテーマは明治以前から昭和まで幅広い意見が寄せられている。

このことは、札幌市民には札幌の歴史に関心を寄せる人が一定数おり、その関心を満たす場所として公文書館が期待されていることを示している。

2.2 自治体職員の認識

札幌市職員に公文書館は十分に認知されていない。このため、新規採用職員等の研修や休日の土曜日に職員限定の講演会や見学会を開催し、職員向けポータルサイトでは時にはユーモアを交えた広報やコラムを掲載している。

それでも開設12年を経ても、場所も知らない職員が多く（研修で初めて調べる）、庁外書庫と混同している職員もいるし、何より過去の公文書等を業務のために参照する実績は多くない。特に新しい事業を始めるにあたって、過去の類似例を調べるために来館する例はほとんどない。

札幌市公文書館では、移管された公文書である**特定重要公文書**⁶やそれ以外の所蔵資料の利用（閲覧又は写しの交付）の申請に対する許可は、本市職員からのものも職員以外のものも区別なく、館長まで決裁を取るので、日々利用動向を見ていた。その結果、在籍5年5カ月の間に新事業のために調査に使われた記憶がない。本当は「皆無」としてもよいが、筆者が休暇の折にあったかもしれないし、第三者には思いもつかぬ関連で利用している可能性があるから「ほとんどない」としたまでである。

このような状況の中で、かつて「職員への認知度を高めたい。」という話を上司にしたときに「それなら、職員向けの古文書講座でもやったらどうだ。」と言われたことがあった。職員の趣味のための講座を開くのかと思った途端、全身の力が抜けてしまい、深い裏の真意を聞きそびれた。筆者の想像もつかない策略があったのかもしれない。

それ以外にも別の上司や先輩から、市民が喜ぶような歴史の講演や講座は大いに開催してよいのではないかと、言われた。あるレベル以上の役職者でも、公文書館は郷土史を調査研究する施設との認識が根強いと感じた。

それから、これは別の自治体の話になるが、公文書館に対する認識が察せられるエピソードがある。公文書も文化財指定を受けることがある。10年程前、2つの自治体の公文書館所蔵の公文書が国の重要文化財指定を受けた。そのときの全庁の反応がどちらも良かった、特に中枢の役職者が喜んだという話を聞いた。文化財指定を受けるぐらいの公文書は明治時代に作成されたものが中心になる。現在の業務に直接的な影響があるものは少ないと思う（だから、非現用となって公文書館に移管されているだが）。要するに現在の業務を評価されたわけではない。文化財＝国の宝（財）を所有することになったのが嬉しかったのだと思われる。そして、文化財を保存しているのは、通常博物館である。自分たちの公文書館の博物館的価値が上がったのが誇らしかった、ということなのであろう。

再び札幌市の例に戻るが、在職期間の短い職員になると新規採用職員でなくても、公文書館の曖昧模糊感は強いと思われる。これには無理もない一面もある。それは公文書館への移管を経験した割合である。開館10周年の年に、それまでに移管した課の数を調べたところ、全庁の4分の1であった。つまり4分の3の課が移管した経験がなかったのである。多くの職員にとっては、公文書館は縁遠い存在である。実際に筆者が在籍した区役所の福祉の現場では、公文書館の認知度はほとんどなかった。

また、過去の公文書等を業務のために参照する習慣もないため、公文書館は頼りになる施設ではないし、存在意義の理解も低いのである。

⁶ 国や他の地方自治体が「特定歴史公文書」や「歴史的公文書」というところを、敢えて「歴史」を使用しなかった、札幌市の文書管理を象徴する表現。決定経緯は、平成27年6月発行『札幌市公文書館年報第2号』所収の拙稿「札幌市文書事務のあゆみ」参照。

このような空気であるから、少数だが公文書館に異動を希望する職員は、歴史に関心が強い傾向があるようである。古い資料や文書を自然にリスペクトできる資質は歓迎すべきものだが、札幌市公文書館で扱う“歴史”は、あくまでも札幌の歴史であり、公文書は自治が開始された明治 32 年以降が基本である。漠然と歴史研究ができる施設と思っている職員もいるのだろうと推測される。

2.3 公文書館職員

「アーキビストは学芸員」、「展示制作のために調査研究し、その成果を後刻論文にまとめてこそ公文書館職員」は、筆者在籍中に見聞きした言説である。

展示について補足すると、札幌市公文書館では、毎年テーマを決め、専門員が中心となって数十枚のパネルを制作し、館内で展示したあと、冬に本庁舎や区民センターに出張展示するのが通例である。専門員のレファレンス力向上を目的としており、相当の労力を費やした力作が多い。

その労力と成果は評価されるべきだが、上記の言説からは、博物館志向が強かったことがうかがわれる。

ところで、筆者は、公文書（公文書館ではない。）に関する展示には、あまり重きを置いていない。その理由は、

- ① ファイル（簿冊）状であることが多い公文書の表紙やあるページを展示しても、公文書の本質は伝えられないこと。公文書は数ページ以上を読み込んでこそ価値がわかるものである。
- ② 他施設にはない一点物である公文書の現物を展示できないこと。厳重な警備を付ける、または精巧な複製を作成することで可能にはなるが、入場料を徴取しない施設では費用対効果がなさすぎる。
- ③ 博物館間で行っているような所蔵資料の貸し借りをしてまで、展示をするメリットがないこと。日本の公文書全体の関心を拡大させる意味はあるかもしれないが、提示館の所蔵資料の利用増に繋がる効果は少ない。

仕事柄国立公文書館を何度か見学したが、常設展示はいつもしっくり来なかった。おそらく日本の最大の公文書館ということで無意識に博物館的な期待をしてしまっていたのかもしれない。公文書及び公文書館の展示は難しい。

ちなみに札幌市公文書館の常設展示はパネルで構成されており、札幌の歴史を概観するには良い展示である（ただし、平成以降の展示が少ない。）。一部複製によるスポーツに関する興味深い展示もある。

展示制作作業自体を否定するものではない。問題は、札幌の歴史系博物館的機能を公文書館がどこまで背負わなければならないかである。

3. 札幌市公文書館の位置付け

3.1 大濱徹也氏⁷の憂慮

前章までを簡単にまとめると、市民も職員も公文書館の職員も“歴史”を語る仕事を公文書館に期待している、であった。

平成 30 年（2018 年）1 月 31 日の札幌市公文書管理審議会で大濱徹也会長は、公文書館の運営状況報告に対し、「公文書館が企画する講演は、歴史一口話みたいなもので、聞きました、面白かったというだけだったら、何も館でやる必要はないわけです。」「公文書館やアーカイブというのは、客集のために古文書講座みたいなものばかりをやって、人が集まっていると喜んでいるけれども、ある意味、それは道楽なのです。」と発言した。

会議終了後、事務室で一人の事務職員が放った言葉は、「ひどーい」であった。講演や講座を一生懸命やっているのにというような言葉が続いたが、皆冷静で事務室内が盛り上がることはなかった。

大濱会長は、意気揚々と講演会等の実績を掲げる館長（筆者）の報告に業を煮やしたのであろう。それは過去の講演録等から明らかである。

アーキビストは歴史研究者の予備軍ではありません。否、アーキビストは、歴史研究者の片手業でなしうるものではなく、確乎たる文書記録の管理者たる自立した存在として、歴史研究者に対峙しうる者にほかなりません。（「札幌市公文書館が負うべき責務と課題」『札幌市文化資料室研究紀要』創刊号（平成 21 年 3 月発行）所収）

日本の場合、まず彼ら（アーキビスト。筆者注）が自分の趣味としての研究論文を書いている。日本のアーカイブズ像の歪みが、そこにあります。アーキビストは、最初に見た情報をもって自分の何かを書くのではなく、それを提供することがアーキビストのアーキビストたる所以である。（『アーカイブズへの眼』平成 19 年 12 月発行）188P

札幌市公文書館が行う講演等について補足すると、開催の主目的は調査研究の発表の場ではなく、①受講者に札幌の歴史に興味関心を持ってもらう。⇒②関連する館所蔵資料の利用（閲覧等）につながる。⇒③特定重要公文書の利用増であり、これは講演等に限らず、展示や「公文書館だより」や広報にも共通している。

そうしている理由は第 4 章で述べるが、大濱会長が懸念したのは、もっと大きな問題があった。それを端的に表しているのが、前掲研究紀要創刊号掲載の講義録の冒頭である。

日本のアーカイブズは、(略)「古文書」集積館ともいべき歴史資料館たる趣を持ち、かなり歪んで理解されております。(略) 統治の情報を広く市民に広く開くことでアーカイブズが民主主義の基盤を担う器たりうるとの眼が欠落しております。

札幌市は、大濱氏を座長とする「札幌市公文書館基本構想検討委員会」の提言をもとに、平成 21 年（2009 年）11 月に『札幌市公文書館基本構想』を策定、4 年後の平成 25 年 7 月に

⁷ 大濱徹也氏（1937－2019）は、歴史学者。筑波大学名誉教授。国立公文書館理事・フェロー等、札幌市公文書館基本構想検討委員会委員長、札幌市公文書管理審議会議長を歴任。国立公文書館での業績は、令和元年 5 月 30 日発行国立公文書館『アーカイブズ』第 72 号を、札幌市での業績は令和元年 7 月発行『札幌市公文書館年報』第 6 号所収の拙稿「札幌市における大濱徹也氏の足跡」参照。

公文書館を開設した。

札幌市公文書館は大濱氏の意見をかなり反映したものと言えるが、最終的に方向性を決めたのは札幌市であり、上記の審議会での発言は、開館から4年半を経過し、歴史資料館への傾倒を察知し、警鐘を鳴らしたものであろう。

なお、札幌市公文書館基本構想検討委員会の委員には、公文書館に歴史資料保存機関、歴史研究の場としての役割を期待する意見もあった。(白木沢旭彦「公文書館基本構想に寄せて」『札幌市文化資料室研究紀要』第2号(平成22年3月発行)所収)

3.2 地域資料の取扱い

「地域資料」とは、この章では公文書以外の民間機関が保有する資料や個人所有の私文書とする。

公文書館には、公文書館を設置した機関(以下、「親機関」という。)から公文書を受け入れることを旨とする「機関アーカイブズ」(又は「組織アーカイブズ」と公文書に限定せず幅広く文書を集める「収集アーカイブズ」があるとされている。

国立公文書館は国の行政機関を親機関とする機関アーカイブズであり、北海道立文書館は平成18年度(2006)に「地域資料現地保存の原則」を打ち出してから北海道庁の機関アーカイブズとなっている。

ここで問題となるのは、自治体としての札幌市以外の組織の資料である。大濱氏は前掲の職員講義後の質疑応答で「地域資料をどうするか。」という質問に対して、「それは引き受けるべきではない。」ときっぱりと答えている。質問者は「それは正論だが。」と食い下がったが、大濱氏は「その組織が己のアーカイブズを己の手で積極的につくって行って、それをいかすべきです。」と突っぱねた。

親機関からの公文書を着実に受け入れているのであれば、地域資料も受け入れて良いのではないかという意見もあろうかと思うが、筆者はこれが大きな分かれ目になると考えている。その理由は後述するが、ひとことだけ先に言うと、地域資料の方が“面白い”ことがあるからである。

4. 「利用の促進」の呪縛

札幌市公文書管理条例(平成24年6月13日条例第31号)の第16条は、(利用の促進)として、

市長は、特定重要公文書(次条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

と規定されている。

この条文は、**公文書等の管理に関する法律**(平成21年法律第66号)(以下、「**公文書管理法**」という。)の第23条とほぼ同文である。この法律を参照して札幌市公文書管理条例制定に関わった者から言えば、この条文は何の疑問もなく、俗な言い方では何も考えずに、踏襲した。内容的にも至極当たり前のことのように思えたし、具体策はそのあと開設される公文書館が考えるものと思ったからである。

しかし、今になってみると、なぜこのような条文があるのかと思う。というのは、公文書

は現用非現用に関わらず「市民の権利を具体化するために必要な市民共有の財産」（札幌市公文書管理条例第1条）であれば、現用の公文書にも同様の規定があってもいいはずである。ところが、特定重要公文書の「利用」（閲覧又は写しの交付）と全く同じである現用公文書の「公開」の方法を規定している**札幌市情報公開条例**（平成11年12月14日条例第41号）には“促進”の規定はない。強いて言えば、（情報提供及び情報公表）として第20条に、

市は、市民の必要とする情報を的確に把握して、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めなければならない。（以下略）

がある程度である。

国も似たような状況で、**行政機関の保有する情報の公開に関する法律**（平成11年法律第42号）の第24条が、（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）として、

政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

と規定されている。

少し捻くれた見方をすると、現用の公文書は放っておいても公開請求されるが、特定重要公文書（特定歴史公文書）はPRしないと埋もれたままになる、さらに捻くれると現用の公文書は本当は見られたくないから利用（公開）の促進はしない、特定重要公文書（特定歴史公文書）は非現用、つまり今の業務に影響がないから、どんどん利用してもらうという本音が隠れているように見える。

この見解に対して反対する人は多いだろう。特に上位の役職者は「さらに」以下を否定するだろう。「そんなことはない。積極的に情報提供せよと言っているではないか。」と言うとともに、このような見解を持つ職員は退職してもらってよかったと思うかもしれない。

この**情報提供**⁸その他については、あとでまた述べるが、特定重要公文書（特定歴史公文書）の利用を増やすためには、現用の公文書の情報公開請求が増えなければならないという側面があるのである。

公文書管理法には、法施行時に内閣総理大臣が定めたマニュアル的なガイドラインが二つある。その一つの**特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン**（国立公文書館や内閣府の文書管理のサイトで閲覧可能）には、利用の促進について5項目に分けて詳しく書かれている。

⁸ これ以降、**情報提供**という語は、以下の意味合いで捉えていただきたい。札幌市のHPの「情報公開」では、広義の情報公開施策の一つである情報提供は、市民が要求しなくても行う広報誌の発行やインターネットでの発信等と、要求があった場合に行う口頭説明や資料配布等に分けられている。実務的には、情報公開請求を取り下げてもらって、情報提供に変えることもできる。情報提供には、市民は審査請求（不服申立て）ができない。原本を見せずに加工した資料や新たに作成した資料を配布することもできる。

そのなかに「展示会の開催等」があり、年度ごとに計画を立て、展示会や館内見学ツアー等を積極的に、効果的に行うよう努める、展示テーマの設定は国民の関心を踏まえる、展示場所に工夫を凝らす、学生向け等対象者を絞った展示を行うなどが挙げられている。そして、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることが重要としている。

さらに展示会を博物館で行うことや博物館等の連携の検討も挙げられている。

ガイドラインは、展示会の開催等だけを利用促進策にしているわけではない。展示会を取り上げた以上、このような表現にならざるを得ないのだろうと思う。そして、国立公文書館はガイドラインに基づき事業⁹を進めている。それに“しっくりこない”元地方公務員の意見は、一国の首相が決裁したガイドラインの前には微塵の意味もない。

しかし、全国の公文書館関係者がこのガイドラインを参照した時に、博物館的な活動が奨励されるべきものと受け止めるのはやむを得ないと思う。

5. MLA連携の幻想

文部科学省のある答申の用語解説では、MLAは、

ミュージアム (Museum)・図書館 (Library)・文書館 (Archives) の連携のこと。それぞれの頭文字をとってMLAと呼ばれる。いずれも文化的情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のアーカイブ化等の課題を共有していることから、近年、連携の重要性が認識されてきている。

とされている。

初めてこの言葉を聞いた時、博物館 (Museum)、図書館 (Library)、公文書館 (Archives) が連携するというのは、博物館と図書館に比べて認知度や来館者が劣る公文書館にとっては、アヒルの子が白鳥になれるかもしれないという錯覚に近い誤解をした。

共通のテーマで展示会や講演、シンポジウムを開催してくれるのかと勝手に想像していた。ところがそのようなことはもちろん起きず、というかその前に札幌には、歴史系博物館も総合博物館もないので、連携するとすれば、図書館 (Library) と公文書館 (Archives) の連携だが、札幌市中央図書館とは研修や業務上の情報交換などで友好的な関係を築いていたものの、共通テーマによる事業を企画するまでには至らなかった。

連携の可能性に期待しつつ、『つながる図書館・博物館・文書館』(2011年5月東京大学出版会発行)を読んでみたところ、MLA連携とは結局所蔵資料の融通だと気付いた。この本は、東京大学の教員の方々が執筆しているのだが、途中でA=Archivesが、東京大学文書館ではなく、東京大学史料編纂所¹⁰を指していた記述があり、以降のページをめくる気が失せた。

⁹ 小池聖一『アーカイブズと歴史学』(2020年6月発行)に、国立公文書館は入館者数を増やすために、一般見学者が来る企画展示に依存している、としている(P6)。その理由等は後述する。

¹⁰ 東京大学史料編纂所HPの所長あいさつによると、日本史に関する史料の研究と、史料集の編纂・出版を行う研究所。国内外に残る古代から明治維新期までの各種史料を収集・蓄積して研究し、その内容を『大日本史料』『大日本古文書』『大日本古記録』『大日本近世史料』『大日本維新史料』などの基幹史料集や、多様な各種データベースにより学界および社会に広く公開し、貢献することを使命としてきた。史学科出身者にとっては、日本史学の大本山である。

脈があると思っていたのが裏切られた心境である。

ただし、同時に「所蔵資料の融通」は、博物館の学芸員的な発想のように思った。博物館が調査研究のためには他の施設の類似関連資料を比較したいのは自然であるのに対し、公文書館のアーキビストは他の施設の所蔵資料をそこまで追求しないと思うからである（追求したい気持ちはわかる。）。なので、公文書館・アーキビストの方から、MLA連携を主張するのは博物館志向が強いのだろうなと思っている。

6. 古文書講座はどこなのか。

くずし字の解説を目的とした古文書講座は各地で人気の講座である。札幌市公文書館もかつてはそうだった。

では、ここで問題を出す。

日本全国で古文書講座が開催されているのは、博物館、公文書館、図書館のうちどの主催が最も多いだろうか。調査方法は、Webで「古文書講座 博物館」、「古文書講座 文書館」、「古文書講座 図書館」で検索し、おおむね最近2年以内に関講実績がある施設をカウントする。ただし、都道府県と政令指定都市設置の施設を対象とする。市町村設置まで拡大すると、そもそもの設置数が異なる¹¹。特に公文書館の設置数が少ないと思う。また、博物館と公文書館、図書館と公文書館を兼ねている施設については、それぞれ計上する。

なお、古文書講座は、館自ら所蔵する古文書を使用することが多いが、そうでない場合もある。札幌市公文書館もそうだった。

結果は、多い順位に博物館 30、公文書館 22、図書館 11。

都道府県立では、博物館 18、公文書館 19、図書館 9、

政令指定都市立では、博物館 12、公文書館 3、図書館 2、であった。

政令指定都市の博物館の開催率が異常に多く、キャスティング・ボードを握っていたことになる。これは多分に設置数と開設時期が影響している可能性がある。政令指定都市の公文書館は現在 11 市にあるのに対し、歴史系博物館は札幌市を除く 19 市にあり、そのうち 14 市が公文書館より先に開設されている。

古文書は一般的には江戸時代の文書であるから、先に開設された施設が収集していることが多かったということかもしれない。

また、図書館が 11 あるのも意外であった。北海道以外では、図書館も古文書を保管しており、公文書館と取り合いになることがあると聞いたことがあるのを思い出した。

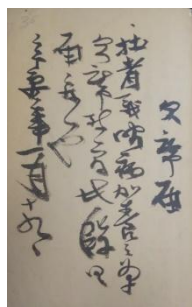
ちなみに、北海道では、北海道立文書館、北海道博物館、函館市中央図書館が開講している。

古文書も文書であるから、アーカイブズ側から見ると公文書館が講座を開講するのは当然だと思っていたが、そうでもなかった。しかし、一般の人から見るとこの“当然”が、「公文書館＝古い文書を扱っているのに、古文書講座を開講しないのか?」、「日頃から古い文書に触れているのだから、職員はくずし字を読めるのだろう。」ということでもあるのだろう。現在の札幌市公文書館にはその期待に十分に応えられる職員がいなかったこともあって、古文書

¹¹ 令和7年4月時点、国立公文書館関連リンクにある公文書館は、都道府県 44、政令指定都市 11、その他市町村 36、合計 91。『日本全国歴史博物館事典』に掲載施設数は 275（前述）。

講座を開講していないが、市民の期待はひしひしとを感じる。

ただし、筆者は古文書講座に常に一定以上の受講者がいるのが不思議だった。札幌という地に解説したいくずし字の古文書が身の回りにあるのかという疑問、数回の講義ではくずし字が解説できるようにならない¹²のに、などだ。



左は、特定重要公文書『明治33年 区会決議録』の表紙の次に綴られていた区議会議員の欠席届。札幌が自治体となった最初の議会の会議録（決議録という名称だが、中身は議事録や議案書等）の簿冊には十枚以上の欠席届があちこちに綴られている。写真のようなくずし字もあれば、楷書に近い字体もある。原本を見ると意外な発見がある一例（後述）。

7. 歴史的価値と文化的価値

公文書館が保存すべき文書を、公文書館法では「歴史資料として重要な公文書等」とし、公文書管理法では「歴史公文書等」、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」としている。地方自治体では、「歴史的公文書」、「歴史的価値や文化的価値がある公文書」などとしている。

この歴史的価値、文化的価値の意味について、大濱徹也氏は厳しい指摘¹³をしている。

公文書館に移管すべき文書は、膨大な現用公文書から選別するが、その基準に歴史的価値や文化的価値で判断している自治体がほとんどである。

歴史的価値は、その自治体の歴史から見て残す必要があるということで、自治体の歴史についてのある程度の知識が必要であり、自治体史の執筆編集や博物館などで郷土史研究の経験があることが理想であろう。自治体史で取り上げる価値があるか、博物館での展示に役立つかという基準になる可能性がある。

文化的価値は、同様にその自治体の文化遺産として残す必要があるということで、具体的には文化財、もしくは文化財にはならないまでも文化的資源として価値があるかという判断になる。

はっきり言うと、「歴史資料」としての重要性を謳った時点で博物館的である。

また、公文書館法第4条第2項において、「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」という規定も、博物館及び学芸員を彷彿させるものである。

公文書館について早くから勉強している人ほど、公文書館は博物館と認識しがちになると思う。

¹² 一応史学科で古文書学演習を学んだ経験から言うと、くずし字を解説できるようになるには、くずしのパターンをある程度覚えること、書かれた当時の言葉を知ることである。「候」や「御座候」が代表的な例で、一定量の文書に触れる必要がある。筆者は、授業中は読めない方だったので、独自に写真版が豊富にある演習テキストを購入し、毎日一文書ずつ写真のくずし字を自分なりに解説し、それを活字と突き合わせるという作業を繰り返した結果、試験では高得点を取ることができた。

昨今、くずし字解説のための書籍が次々に出版されており、また解説するAIもできているが、「パターンを覚える」、「当時の言葉を知る」の基本は同じであると思う。あとはどれだけの経験＝情報を入力したかであろう。外国語と同様に日々コツコツ触れるのが効果的である。

¹³ 例えば『札幌市文化資料室研究紀要』創刊号（平成21年3月発行）所収「札幌市公文書館が負うべき責務と課題」では、歴史的価値・文化的価値などは恣意的になりがちで、古文書収集に駆り立てる傾向を指摘している。

8. 札幌市の特殊性

8.1 歴史系博物館がない。

第6章でさらっと書いたが、札幌市には歴史系博物館がない。今後の設置予定もない。そうなった経過を見てみる。

平成27年（2015年）3月に「（仮称）札幌博物館基本計画」が発表されており、自然史系博物館を創り上げていくこととしている（札幌市HPで閲覧できる。教育・文化・スポーツ > 文化・芸術 > 文化・芸術関係の計画・事業概要）。

その計画書の序章の「これまでの経緯」を読むと、昭和61（1986）年度に検討を開始してから一貫して自然史系博物館を検討しているように見えるが、実際はちょっと違う。

平成元年度に博物館の所管が市長部局の市民局に移ってから、様相が変わってくる。それを札幌市議会の会議録検索で辿ってみる。

平成2年12月7日第4回定例会における生駒議員の代表質問に対する板垣市長の答弁が、

本市の博物館につきましては、札幌の歴史と自然を中心テーマとして検討を進めてまいりましたが、現在さらにその視点を広げ、今後ますます進展する国際化の現状を踏まえて、北方都市の生活や文化、自然、歴史を含めた博物館を目指して検討を続けているところでございます。また、博物館の基本的な考え方の取りまとめにつきましては、次期5年計画の中で対応してまいりたいと考えております。

平成4年3月4日第1回定例会における生駒議員の代表質問に対する桂市長の答弁も、

博物館の建設についてでございますが、昭和63年度までは、本市の自然と歴史の特性を主体とした自然史系の博物館について調査・研究をしてまいりました。しかしながら、この種の博物館は、既存の北海道開拓記念館や埋蔵文化財センターなどと競合する面があることなどのことから、平成元年度以降は、今後ますます進展する国際化の現状を考慮して、北方都市の生活や文化等、さらには北方都市会議の成果などを取り入れたものについても調査・研究を続けてきているところでございます。いずれにいたしましても、これまでの調査・研究を踏まえて、広く北方都市を視野に入れて、札幌にふさわしい博物館について慎重に検討を加え、第2次5年計画の中で、基本的性格など一定の方向を見出していきたいものだと考えております。となっている。

さらに平成6年3月17日第一部予算特別委員会における文化部長答弁では、

博物館構想の基本テーマが人文系ではないかというご質問でございますが、国際化などの観点から視野を広げたため、テーマの中に人文系も、また自然系も、幅広く含むようになったということでご理解をちょうだいいたしたいと存じます。

（中略）それから、博物館構想のテーマの変更についてでございますが、テーマといたしましては、当初の人間と自然の共生から、さらに北方都市の暮らしということで、調査の幅を広げてございまして、これは、基本的な性格を変更したということではなく、札幌市の国際化の進展という状況などを踏まえまして、より広い視野のもとで、北方圏の人々の生活や文化を紹介するという考え方を発展させたものでございます。

要するに自然史系から変えたのではなく広げたのだということだが、対外的には人文系に変更したとも受け取られた（北海道新聞平成11年12月14日付「札幌市の博物館建設計画の経緯」）。

平成元年か2年頃、筆者は市民局から、博物館についてのフリートーキングに参加してほしいと言われ、行ったことがある。筆者は学芸員有資格者¹⁴（実はそうだったのである！。）として呼ばれた。2班作られ、筆者の班は学芸員有資格者2名と他は3、4名の海外派遣研修の経験を持つ気鋭の係長職（のちに全員が部長・局長職に昇進）だったと記憶している。

札幌市に博物館を作るとしたらどう考えるか自由に考えを述べてほしいということで、自然史系か歴史系はこだわらずフラットに考えてよいと言われ、数回集まった。

今になって議会の会議録を読むと、自然史系でも北海道開拓記念館（現在は北海道博物館）と競合すると答弁しているのは意外だった。というのは、歴史系の方が北海道開拓記念館や北海道開拓の村と競合するという空気があったからだ。現在の北海道開拓の村の展示建物の4割が札幌市由来だが、当時の北海道開拓記念館の展示も同程度だった印象がある。今後新たに資史料が発見されたら、取り合いになるのではないかと、そこまでして歴史系博物館を作るのかと意見を述べた記憶がある。

海外を視察した係長職からはスミソニアン博物館群の素晴らしさやヨーロッパは街全体が博物館のようなものという話をされ、さらに札幌には市外からのお客さんを連れていくところがないと言われると、真面目な博物館よりディズニーランド的なテーマパークを作った方がいいというムードに支配され、筆者も賛同してしまった（矛盾するようだが、博物館を作るなら、作って終わりではなく、開館後も調査研究ができ研究者養成ができるように大学を作るつもりで作って欲しいと要望¹⁵した。）。

基本計画に至る経過を見ると、当時のフリートーキングの成果がナノレベルでも影響しているとは思えない。今同じような機会を与えられたら、たぶん違うことを言うと思うが、それはのちほど。

いずれにしろ歴史系博物館がない以上、公文書館が受け皿になるべきという考えが生まれるのもやむを得ないかもしれない。

8.2 江戸時代の古文書がない

札幌市公文書館は、いまさら言うまでもなく、機関（組織）アーカイブズである。札幌市役所の職員が作成又は取得した公文書から選別して保存するのを基本としている。

しかし、それ以外の文書が全くないということではない。例規で説明する。札幌市公文書管理条例第2条第5号のウにおいて

法人その他の団体（実施機関を除く。）又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書で、市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となると市長が認め、寄贈又は寄託を受けた文書

¹⁴ 学芸員は、学芸員という職に就かなければ、学芸員有資格者でしかない。博物館学の授業で教わった記憶がある。図書館司書もそうなのだろうか。なお、40数年前の文学部の就職事情は厳しかったので、取れる資格は取ろうとしただけである。教員免許も社会と国語を取得した。いずれの資格もその後の就労に何の影響もなかった。

¹⁵ もう一つ、アイデアとして、当時すでに観光名所となっていた大倉山ジャンプ競技場の着陸斜面の内部をくり貫き博物館を作り、一部小さな窓を作り内側からジャンプを見られるようにしたらどうかと提案した。平成12年にジャンプ競技場の麓に札幌ウィンタースポーツミュージアム（現札幌オリンピックミュージアム）がオープンしたが、全く無関係だろう。

は、特定重要公文書として公文書館で保存することができる。

この条項を受けて、**札幌市公文書館寄贈・寄託文書受入要領**（平成 25 年 6 月 26 日 総務局長決裁。最近改正令和 5 年 4 月 1 日）では、（受入基準） 第 2 条において

- (1) 本市の重要な施策決定に関わった市長等の考えや行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- (2) 公文書館が現に保存する特定重要公文書に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- (3) 本市の出資団体等の廃止等により散逸するおそれが極めて高い、重要な情報が記録されたもの

と規定している。素直に読めば、札幌市役所の職員が作成取得した公文書を補完する文書を受け入れるということになる。

さらに、大原則の現用公文書が「札幌市役所の職員が作成又は取得した公文書」とあるので、“取得”したものでもよく、必ずしも市役所の職員が“作成”したものである必要はない。それが「市史編纂という業務に使用した文書」であれば、現用公文書であることは排除されない。特定重要公文書として公文書館で保存するかどうかは、「市政の重要事項に関わっている」かどうかにかかっている。

札幌が地方自治体になったのは、明治 32 年（1899 年）10 月の北海道区制施行からで、このときが札幌市役所の前身の「札幌区役所」の誕生である。札幌市公文書館には、この日以降の自治体としての基本的かつ重要な公文書が保存されている。では、その日より前の文書はどうだろうか。

下記の表は、札幌市の公文書目録から簿冊の作成開始年度が明治 31 年（1898 年）以前のものとして簿冊名称から明治 31 年以前作成と思われる特定重要公文書を抽出したものである。

表 2

簿冊番号	簿冊名称	作成開始年度
2016-0451	送籍証（琴似村）	1873 年度
2016-0455	明治 2 8 年調 北海道大農場小作法	1895 年度
2016-0456	五十嵐勝右衛門資料 安政 3 年～慶応元年	1873 年度
2016-0458	北海道蝗害報告書	1882 年度
2016-0459	於明治 1 2 年 西屯田（開墾風景素描）	1879 年度
2016-0460	明治 3 年 札幌郡荒地起返移住民取建仕法見込調	1873 年度
2017-0650	偕楽園之図	1880 年度
2017-0656	陣中日誌草案并戦術答解	1895 年度
2017-0658	富田貞賢筆記北海道屯田兵沿革史	1873 年度
2017-0659	代数学教授書	1889 年度
2017-0660	ロシアのイロハ	1873 年度
2018-0640	北海道石狩州札幌府南常山溪温泉真景之図 明治 5 年	1873 年度
2018-0642	[篠路新琴似屯田兵村図]	1895 年度

2015-0711	朴澤家資料	1873 年度
2016-0535	上田善七資料	1874 年度
2015-0715	高見沢権之丞 明治二年札幌之図	2015 年度

確実に江戸時代の古文書と言えるものがほぼない。

現在の札幌市域には約 5,000 年前の縄文時代中期からの人の営みを示す遺跡があり、17 世紀の史料にアイヌ語の地名「さつほろ¹⁶」が出てくる。しかし、文字を使用していたであろう和人が定住したのは明治維新の 11 年前の安政年間の 1857 年である。

今後江戸末期から明治初期に書かれた古文書が発見されることがないとは言えないが、本州以南にあるような村方文書や地方書（じかたしょ）の類の存在は考えられず、発見の可能性は極めて低いと思われる。

それでも出てきたらどうする？という話を公文書館で雑談的にしたことがあるが、この章の冒頭で示した例規の定義から、市政の重要事項に無関係であれば受け入れるべきではないとの意見があった。となると、道立文書館は「地域資料現地保存の原則」から受けてくれないだろうから、頼みは北海道博物館になる。

北海道博物館が受けてくれなければ、遺棄されぬようにと只管願うことになる。これは古文書ほどではないものの、日頃から古い資料を扱っている公文書館職員にはつらいことである。また、史実を書き換えなければならないようなことが書かれている文書をみすみす手渡ししてしまうかもしれないという悔恨もある。

いずれにしても、レファレンス等で郷土史相談を担っている施設の性格上、割り切れない感情がある。

9. 公文書館が歴史系博物館になりたい本当の理由

残り 2 章まで来た。辛抱してここまで読んで来た方、もう少しだ。

第 7 章までは、札幌市の例にしながら一般的に公文書館が博物館を志向する理由を述べ、前章では札幌市の特殊事情を述べた。

9.1 手強い公文書

札幌市公文書館の特定重要公文書はまだ 1 万 1 千冊強しかないが、どのようなものがあるのかという説明が難しいので、職員研修等では「様々なものがある」と誤魔化してきた。

前章で札幌市役所が作成したものだけでなく、さらに外部の個人が所有したものでも特定重要公文書になり得ることを述べた。

ここでは、研修のように逃げずに、突っ込んで説明する。地方自治体が作成する公文書には地方自治法等で義務付けられているものや通常必ず作成されるものがある。具体的には、議会の会議録¹⁷、予算決算関係書類、条例規則等法規的なものの制定改廃に関する文書がま

¹⁶ 1669 年のシャクシャインの乱後を偵察に来た弘前藩士の報告書に出てくる。その他の歴史的事項は、札幌市の HP の市政情報＞札幌市政概要＞札幌市略年表を参照した。

¹⁷ 地方自治体の会議録は、議事のやり取りの記録（便宜上「議事録」と呼ぶ。）のほか議案書などを合わせたものである。札幌市の場合、会議録は議会が原本を保有し、議事録については、自治になった明治 32 年から昭和 33 年までは手書き、昭和 34 年以降は活字印刷して刊行物となり、昭和 62 年か

ずある。この3つは、通常全国どこの自治体にもあるし、戦前（正確には昭和22年5月の地方自治法施行前）もある。以降“三種の神器的”公文書と名付ける。

筆者は、公文書館である以上、この“三種の神器的”公文書は確実に収集保存し、なるべく利用に応じるようにしておくべきと考える。その理由は、自治体の重要事項は、この三種のどれかに反映しているからである。逆に反映していない場合は、重要度はそれほど高くないと思われる。

“三種の神器的”公文書に続くのが、個別の計画、行事、制度に関する文書である。行事や制度を総称して「事業」と称することもある。これらは、重軽、大小、広狭に差があるので、すべてを網羅するのは難しい一面がある。

札幌市では、これ以外は選別基準である「重要公文書該当基準」に挙げている。

第3章で札幌市公文書館が行う講演等、展示、『公文書館だより』、広報は、①札幌の歴史に興味関心を持ってもらう、②関連する館所蔵資料の利用（閲覧等）につなげる、③特定重要公文書の利用増、が主目的と書いたが、②で終わることが多いし、③に達しても“三種の神器的”公文書には及ぶことは少ない。

その理由は、膨大な文書量である（会議録）、必要最小限なことしか書かれていない（予算書、条例等制定原義）からだと思う。さらに市民の興味を引きそうなエピソードは、特定重要公文書以外の資料や特異な特定重要公文書にあると考えたからだと思う。

実例を示す。札幌市公文書館では、平成27年度から「さっぽろ閑話」という約60分の歴史系の講演を行っている。令和5年度までの26回のうち、受講人数が多かった上位3回のテーマは、明治初期の札幌、朴澤家、旧札幌控訴院であった。朴澤家（明治から大正にかけて活躍した大工の一族）資料は、前章の明治31年以前と思われる特定重要公文書一覧表にある。控訴院とはかつての高等裁判所のことで、建物を札幌市が引継ぎ、現在は札幌市資料館となっている。

毎年12月頃に発行される『公文書館だより¹⁸』の巻頭は、館長による特定重要公文書紹介であった（平成27～令和元）。最初の3年間に取り上げられたのは、中島公園設計図、旧札幌控訴院建設工事資料、高見沢権之丞明治二年札幌之図である。中島公園設計図は長岡安平¹⁹という公園デザイナーが作成したものである。高見沢権之丞明治二年札幌之図は、前章の明治31年以前と思われる特定重要公文書一覧表にある。

らは会議録検索システムで閲覧できるようになっている。活字になって以降は市政刊行物になっている。最近議員の質問を行政側が作成する「やらせ質問」が批判されている（北海道新聞令和7年4月15日付）が、議会側と行政側両方の経験から言うと、議会での発言は作成者に係わらず、初の公表であり、自治体の最終意思表示であることが多い。行政側の答弁は誤記のないように慎重に作成される。これは永久保存されるからである。また、行政事務が広範かつ複雑になっている状況下での事前調整なしの質疑応答は、時間が膨大にかかる可能性が高い。議会の会議の記録は、行政刊行物化していたり、馴れ合い批判などで、あまり重視されていない傾向があるが、自治体にとっては最重要公文書である。

¹⁸ 札幌市公文書館公式サイトで閲覧できる。

¹⁹ 長岡安平（1842-1925）明治から大正にかけて全国の数多くの公園を設計した。札幌の大通公園も手掛けた。

お気づきだと思うが、受講者が多かった「さっぽろ閑話」の3テーマ、『公文書館だより』の巻頭で紹介された公文書は、札幌市（区）の職員が作成した公文書を前面に使っていない。

受講者が多かった「さっぽろ閑話」は広報戦略が成功したのかもしれないし、『公文書館だより』の巻頭は視覚的に印象深い題材を考えたのかもしれない。しかし、総じて札幌市（区）役所の職員が作成した公文書だけでは面白みがないと判断した可能性がある。前節で述べたとおり、そもそも公文書は必ずしも職員が作成したものである必要はないので、そこまでこだわらなくてもよいのではという向きもあると思うが、筆者としては、もっと正面から職員が作成した公文書で勝負²⁰してほしかったという気持ちがあった。

そうは言っても現実には難しい側面もある。筆者は、令和4年度(2022)から館公式Facebookで、「秘密のアーカイブズ」と題したコラム²¹を、シリーズを分けて連載した。最初は「提灯行列とパレード」15回、2つ目は「札幌の鉄道～『新札幌市史』に書かれた軌条の話」31回、3つ目が「札幌のスポーツの歴史」60回である。講演、広報等の主目的①札幌の歴史に興味関心を持ってもらう、②関連する館所蔵資料の利用（閲覧等）につながる、③特定重要公文書の利用増を目指し、なるべく特定重要公文書の紹介を試みたが、②の所蔵資料止まりになることが多かった。特に札幌市公文書館の“売り”である所蔵写真を紹介しただけの自己満足に終わることが多かった。

考えてみれば、『新札幌市史』も公文書以外の資料をふんだんに使用して書かれているので、ある地域の歴史を叙述するうえでは仕方がないのかもしれない。

9.2 現用公文書も手強い。

当たり前であるが、公文書は現用の時期があってから、公文書館に移管される。

筆者は、公文書館で広報活動に携わったり、見学会や講演会で市民と接するうちに、公文書そのものを解説するべきではないかと思うようになった。公文書は、公的機関の内部で理解できる体裁で作成されており、外部の人にはわかりにくいことも多いと思うからである。

では、公務員なら他の課の文書のことがわかるかと言えば、そうではない。所属した経験がある課なら、かなりわかるが、縁のない課の文書はわからない。だいたいなぜその仕事をしているのか、他の業務とどのような関係があるのかわからない。文章は日本語なのだが。

それなら、たくさんの課の勤務歴があればよいかというと、札幌市には約560の課がある。一人の職員が経験できるのは多くて15だろう。その中に重複があれば10でも多い方かもしれない。筆者は、1か所が長いタイプだったので、11課8種類である。

公文書館で移管された公文書に正面から向き合うのは結構大変である。その大変さがあるうえに市民はそれほど公文書を求めない、それより興味深い歴史の話を求めてくる。道楽とまでいなくても、自己も他者も喜ぶことをした方が精神的には健全だ。

第4章の国立公文書館の展示について補注した小池聖一『アーカイブズと歴史学』では、国立公文書館は移管された公文書の重要度に確証が持てない、入館者や利用者数を増やすために、一般見学者が来る企画展示や閲覧が多い古書や古文書に依存している、結果として展示や内閣文庫などを利用の中心に置く「歴史文書館」（歴史をテーマとした文化施設）としている。

²⁰ 平成31年1月発行『公文書館だより』第6号の巻頭は「札幌区役所明治33年事務報告」で三種の神器である区議会会議録を紹介した。1通だけ、面白かったというメールが来た。

²¹ 参考にしたのは、東京都公文書館の公式Facebook（後に「ちょっと書庫まで行ってきます」を刊行）である。

公文書に手を焼き、正面から取り合わないことが歴史系博物館になびくことになるのは連動している。

9.3 公文書が一般の人に縁遠いままの理由

公文書管理法が誕生した時、公文書の閲覧等に情報公開法と両輪ができたという言われ方をした。たしかに現用公文書は情報公開関係法で、非現用公文書は公文書管理法で、利用手続きが制度化された。

しかし、筆者は両輪と言えるほどではないと思う。以下は、あくまでも札幌市の例なので、自治体によっては事情が異なるかもしれない。

まず閲覧したい文書の特定の方法が違う。情報公開では目録で指定しなくても、〇〇に関する公文書という方法で請求できる。該当する公文書を保管している課が探してくれるが、公文書館の特定重要公文書は目録で指定する必要がある。閲覧したい簿冊がはっきりしない場合は、当たりをつけて請求してもらうしかない。

次に、情報公開には、情報提供という方法がある。これは閲覧したい文書をわかりやすい形にして提示することも含む。必ずしも公文書原本を閲覧に供する必要がある。特定重要公文書には情報提供がないので、原本を閲覧に供する。

要するに、情報公開は公文書を管理している側に一定の裁量がある。情報提供という方法を使えば、都合の悪い部分を見せないことも可能になる。例えば、非公開部分を除いた部分だけ見せるのと原本をマスキング（黒塗り）して見せるのでは、知り得る情報は同じだが、印象が違う。

わかりにくい公文書をわかりやすくするために、情報提供という方法は意味があるとは思いますが、綴じ方から意味があると考える原本重視の公文書館とは、思想が違うぐらいの差があるように思う。

現用公文書の情報公開が活発であれば、公文書館も今よりは活気があるのだろうが、現状では特定重要公文書の需要が少なく、静かなままである。

10. 歴史系博物館より目指すべきもの

10.1 改正博物館法

令和4年（2020年）4月、博物館法が改正された。改正のポイントはいくつかあるのだが、筆者が目にしたのは第1条で文化芸術基本法に基づくと規定されたことだ。これによって、社会教育基本法、教育基本法に連なる「社会教育施設」という位置づけに「文化施設」が加わった。部外者には、「社会教育施設」と「文化施設」の違いがよくわからないが、「文化施設」になったことで、文化観光やまちづくりなどの様々な社会的・地域的課題の解決にも寄与することが期待されるようになった（『改正博物館法詳説・Q&A』2023年3月博物館法令研究会）。

博物館は、遠くに行ってしまった。どんどん役目が増え、まぶしく見える博物館に公文書館がなびくのは、ある意味いたしかたないのかもしれない。

また、博物館法はさらに文化財保護法とも関連があって、いろいろなしがらみもあるかと察する。一方で博物館登録が進まないなど不可解な点もあるが、これだけ法の後ろ盾があるのはうらやましい。それに比べて公文書館法は何とも貧弱に見える。批判覚悟でこの際申し上げるが、現行の公文書館法に頼っている限り、日本の公文書館に未来はないと思う。

10.2 真の「利用の促進」

公文書館が博物館と共通しているかに見える最大のもは、「展示」とそれに付随する業務である。第1章で記したように、所蔵する公文書の「利用の促進」の一方法としても掲げられているので、大手を振って博物館的な活動ができる。

これに対して、筆者はまず公文書の「展示」は「利用の促進」にほとんど意味がないとした。では、なにが効果的かというと、所蔵資料のデジタル化である。これによって、Webで簡単に閲覧・複写ができるし、AIの活用も含めて、種々の加工も可能になるし、原本保護にもなる。

筆者は、“三種の神器的”公文書はまずすべてデジタル化すべきだと思う。さらに原本が活字のものは刊行してもよいと思う。手書きの文書もなるべく活字にして刊行してよいと思う。これがおそらく最高の「利用の促進」になる（デジタル化を極めると大半の目的は来館せずに達成される。）。

そして、奥の手の策を提案する。

それは、現用の公文書から「利用の促進」をすることである。実際には情報公開請求を促進するということなので、全国の公務員を敵に回すかもしれない。しかし、筆者から見ると、こうなるのである。現用段階の公文書を見る習慣があれば、特定重要公文書も見ることになるという理屈である。

敵に回すからには身を守るために、理由を述べる。

公文書館に移管される公文書は、一般的に保存期間が30年を経過したものが多い。実際に札幌市公文書館の特定重要公文書の約8割は、30年以上前に作成されたものである。そのような公文書は、現在の行政検証や時事的には“旬”を過ぎている。要するに古すぎるのである。

一方、歴史研究の用途では、札幌市公文書館の例では、明治32年以降の地方の近代史や現代史に限定される。歴史といってもかなり新しい時代が対象になる。

要するに“検証には古すぎ、歴史研究には新しすぎる”次ページ公文書を保存しているわけである。

126年前から30年前までの、しかも札幌市政というピンポイントで関心事がある人にはラッキーだが、不特定多数の人にそこに興味を持ってもらうのは容易ではない。「利用の促進」のためにそこに労力を注ぐより、公文書全体に関心を持ってもらう方が効果的という理屈なのだが、ハードルが高いのはわかっている。でも、このような見方もあることに気が付いてほしいと思う。仮に「公文書館の利用が少ないのは努力不足ではないのか。」と言うやんごとなき人がいたら、「現用の情報公開請求が低いレベルではしょうがないですよ。」と言いついて返して怒らせてみたい。怒られても退職している筆者には何の効き目もないが…。

10.3 「調査研究」はどこまで？

公文書館法第4条第2項「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」という規定がある。博物館法第4条第4項は「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」とある。どちらも所蔵資料の調査研究ができるように読める。

公文書館が所蔵資料である公文書を調査研究する場合の留意事項がある。それは、情報公開で言うところの非公開情報、いわゆる黒塗り、マスキングにあたる利用制限部分の扱いで

ある。一般の人が閲覧できない箇所をアーキビストは見ることでできてしまう。そこに通説を覆すような事実が書かれていたら、どうするかである。

そのような場合でも発表を控えるのがアーキビストのモラルとされている。が、調査研究を生業とする人々にとって、新事実、新説を発見し、真理を追究するのが本能であるから、それができない調査研究は、非常なストレスではないかと思う。

卑近な例だが、筆者も Facebook の連載原稿を書いていたときに、利用制限（非公開）部分がある特定重要公文書を引用するときは気を付けた。公開区分が「公開」になっているとほっとしたものである。また、学術論文に必須の先行研究の存在は調べなかったのも、研究成果の公表という意識は全くなかった。あくまでも、“豆知識”、“耳よりの知識”の提供であった。

公文書館は、所蔵資料である公文書を利用に供することを目的とした施設である。博物館でも所蔵物の利用できるようになってきているようだが、基本的には専門職である学芸員に所蔵物の調査研究を任されているし、その成果は展示で発表することができる。

アーキビストには、そこまで独占・優先的に所蔵物の調査研究ができない（してもいいが発表できない）のが、博物館、学芸員と異なる点である。

10.4 「調べる楽しみ」の提供

前節まで、博物館に対して連戦連敗、形無しの公文書館だが、一矢報いる策をお示しする（と言っても博物館は何も感知していないだろうが）。

筆者は、これまで市民向けの講演会を3回行った。共通して実践した3つのことがある。

- 一 講演の冒頭で、自分は歴史研究の素人で、一介の事務職員であることを宣言する。
- 二 なるべく札幌市公文書館所蔵資料を使う。それ以外は、公立図書館にあるもの、Webで入手できる資料を使う。
- 三 最後に、素人でもコツコツ調べればこの程度の講話はできるので、受講者のみなさんも札幌市公文書館や図書館で調べてみてくださいと薦める。

効果があったことを示すデータはないが、この「調べる楽しみ」を知らせる、その場を提供できるのが公文書館の強みである。博物館も知の楽しみを提供してくれる。しかし、「では、館所蔵の資料を手にとってみてください。」とは言えないであろう。でも公文書館は言える。いや、むしろそうしてほしくて、利用普及事業や広報を行っているのである。“道楽”発言をした大濱徹也氏も、発言の前後に「（講演は）公文書館に来て何かを調べる糸口になるようなものにしていく必要がある」と言っている。

今後の課題をひとつ付け加えると、所蔵資料のなかでも公文書を利用してもらうには、公文書の何たるか、面白みがなく見える公文書の魅力を伝える努力²²をすることである。それ

²² 館公式 Facebook「秘密のアーカイブズ」の最終シリーズは、令和7年1月からの「食わず嫌いの公文書」だった。三種の神器である議会会議録、条例等例規関係、予算・決算書に加え、事務報告・事務概況報告、事務引継書を紹介した。先行3シリーズより反応は低くても、これはどこかの時点で絶対やっておかねばならないという決意で臨んだ。なお、特定重要公文書（簿冊）の内容にはあまり言及していない。ほぼ目録上の整理と紹介である。もとより筆者は内容を深く把握しているほどの研究をしていない。

と叶わぬ夢だが、現用段階から公文書を直接見る風潮を醸し出してほしい、「情報提供より原本を見た方が絶対いいですよ。」と助言し、さらに「この黒塗り部分、あと〇年経てば、公文書館では見られますよ。」と喧伝していただきたい。絶対無理だろうが。

10.5 結局は認知度不足と認識違い

これまで述べてきた公文書館と歴史系博物館の違いは、公文書館勤務があるからこそこのこだわりであって、一般の人は「とにかく古い資料を持っているのだから、四の五の言わずに歴史に関わるイベントをやってくれ。」と言うと思う。

札幌市公文書館専門員の応募資格は、アーカイブズの専門的な知識や経験や資格を必須としていない。このため採用試験面接者やなりたての専門員は、いろいろな誤解をする。ある人は、東京の国立公文書館に行けば日本の歴史を概観できると信じていた。それはできないと指摘すると、驚いて「ではどこに行けばいいのですか。」と問うので、千葉の歴博（国立歴史民俗博物館）を紹介した。

ある人は、扱う公文書は現用公文書だと誤解していたが、これは日本語的には誤解が正しいのであって、日本の公文書館はほとんどが非現用公文書館と称するべきなのである。

このように公文書館がどういう施設かの理解がまだまだ低い。

自治体職員も大同小異だと思う。厄介なのは、貴重な文化財的な文書を保存するのが本務であって、情報公開制度と密接な関係があるとは夢にも思っていない人が結構いそうなことである。そのような“誤解”をしている人は、「私はわかっているから。」とこの拙文は読んでいないであろう。「自分は違うよ。」という人が多いことを願う。

札幌市は、基本構想検討の段階から市政検証に資する公文書館を目指していたのでわかりやすいが、公文書館と名乗る以上親機関である行政機関が作成した文書を受け入れ、保存し、利用に供することが本来目的である、との認識が時折薄れるのであろうか。

それから、これは札幌市特有かもしれないが、歴史や過去の業績をリスペクトしない傾向が感じられる。札幌市職員の中高生時代の苦手科目は絶対に歴史（日本史）であっただろう（私見だが事務職員の苦手第1位は数学で、第2位が歴史。技術職員は高校で履修さえしていない。）と思うぐらいだ。それには、札幌の歴史の浅さが関係しているかもしれない。何せ中学校の歴史の教科書²³で札幌が登場するのは、明治初期の北海道の開拓だけである。北海道の子どもはほとんどが縁のない土地の歴史を学ばされているのである。

公文書館職員については、アーキビスト養成機関²⁴が少ないことと、設置した自治体が専門職として、アーキビストの配置の必要性を認識していないことがある。このため希望に基づき歴史学を専攻した職員を配置、任用してしまう。筆者もその端くれだが、歴史学とアーカイブズ学の親和性は確かにあるとは感じる。しかし、アーカイブズ学をきちんと修めた人の話を聞いたり、国立公文書館作成「アーキビストの職務基準」を読むと明らかに違う。

そこをわきまえずに、歴史学を専攻した者を配置すると、歴史学の延長に見える歴史系博物館を志向する傾向が、これまではあったのではないかと思う。

以上、結局のところは、公文書館の認知、機能についての正しい理解が不足していることが、公文書館を歴史系博物館に向かわせてしまう原因の一つであると思う。

²³ 帝国書院『社会科中学生の歴史』令和7年1月発行。札幌オリンピックは、年表にかろうじて出ている。

²⁴ 日本の大学院の養成コースは、8しかない。歴史学に比べ、あまりにも少ない。

10.6 公文書館と歴史系博物館はすべての自治体に必要である。

公文書館がどの自治体にも設置すべきであるとは、かつて『札幌市公文書館年報』第5号（平成30年7月発行）所収の拙稿「札幌市公文書館にみる移管の現状と課題」で述べたことがあり、今もそれは変わらない。

今は歴史系博物館も同様ではないかと思う。約35年前の博物館についてのフリートーキングでは、北海道博物館との競合から必要ないと考えていたが、競合・重複しても街の歴史はまとまった形で伝承していくべきではないかと思う。そのように思うようになった理由の一つは、公文書館業務を通じて、過去を顧みる、過去の経緯を調べる風潮が衰えているように感じたからだ。地域を活性化したいのなら、地域の特性、それを持つに至った歴史を知るべきである。

札幌には、古代・中世の合戦跡も、戦国武将の伝説や城郭も、江戸時代の庶民や農民の記録も、幕末の英雄伝もない。いわゆる時代劇や歴史小説の舞台になることはまずない。だが、北海道にはアイヌ民族の長い歴史がある。札幌なりの歴史や過去の経緯をコンパクトに知る環境はあるべきである。

だが、札幌市は、今のところ、歴史系博物館を造る予定はない。相当の経費をつぎ込む以上の大義名分を考えたいという自然史系博物館であろうし、作った以上は集客しなければならないというプレッシャーがうかがわれる。首尾よく完成したときの心配として、博物館なのに郷土史が扱われないのかというシンプルな声が出ないかということが考えられ、これは公文書館が古いものを扱っているのだから、札幌の歴史全般を扱ってほしいという声と類似している。設置した行政側がいくら理屈や根拠を説明しても、一般の市民は素朴な疑問や要望を言うような気がする。

今の博物館は文化施設としての性格も求められ、最近の展示・複製技術には目を見張るものがある。それなりの経費がかかると、集客のほかに費用対効果を問われる（博物館法上、公立の博物館は無料が原則である（第26条）。）。予算僅少の折、ある程度の入館料はやむを得ないだろうし、質素な展示、地道な調査活動でもよいから、歴史系博物館を設置すべきだと思う（政令指定都市の設置状況は文末の表2に掲載。歴史系博物館がないのは札幌市だけになった。）。

なお、公文書館との一体化だが、札幌市の場合は、基本構想で強調されている市政検証に資する機能を保持できるのであれば、検討の価値があると思う。市政検証より歴史研究の引力が強いので、その点は慎重になるべきだろう。

おわりに

もしも戦国時代や江戸時代の古文書が札幌にあったら、坂本龍馬に係る記録が札幌に残っていたら、「こんな原稿は書かなかっただろうに。」というアーカイブズの関係者がいるかもしれない。おそらく公文書館開設時にしっかり龍馬に関する展示をし、文書を紹介している可能性は否定できない。まずは、認知してもらうためにという理由で。

昨年の年報に掲載した拙稿「公文書館にとっての“来館者数”」は、公文書館を“来館者数”で評価するのは意味がない、という趣旨だった。では、評価する人たちは何を以てそうするのかという筆者なりの見解がこの拙文である。

札幌市公文書館の認知度は開館12年を迎え、どの程度上がったのだろうか。わずかだとしても、特定重要公文書（特に市の職員が作成した公文書）の活用で勝負すべきではないかと

思う。この拙文は、公文書館に関わってからこのことを述べるまでの、筆者のもどかしさとの格闘の記録でもある。退職者となった気軽さもあって、批判、炎上覚悟で書いたところもある。

そのような処理も含めて、このような拙文の掲載を許していただいた札幌市公文書館の皆さまに感謝申し上げる。

最後に、後半は議会の会議録に肩入れしているかのような記述が多いが、これは筆者の職務経験に依るところが大きい。札幌の博物館構想くだりは、大濱徹也氏が度々引用していた、レーニンの言葉「議事録には苦い真理がある」のを思い出した。

主要参考文献 ※脚注で示したものも含め、改めて記す。

日本アソシエーツ株式会社『日本全国歴史博物館事典』（紀伊国屋書店 2018 年）

大濱徹也『アーカイブズへの眼』（刀水書房、2007 年）

小池聖一『アーカイブズと歴史学』（刀水書房、2020 年）

博物館法令研究会『改正博物館法詳説・Q & A』（水曜社 2023 年）

篠田謙一『科博と科学』（ハヤカワ新書 2024 年）

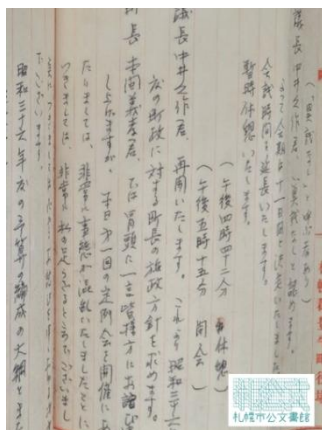
石川徹也・根本彰・吉見俊哉『つながる図書館・博物館・文書館』（東京大学出版会 2011 年）

札幌市文化資料室『札幌市文化資料室研究紀要』各号 札幌市公文書館公式サイトで閲覧可

札幌市公文書館『札幌市公文書館年報』各号 札幌市公文書館公式サイトで閲覧可

※拙文1ページ目の脚注の“(悪)夢のような施設”は、茨城県立歴史館、長野県立歴史館、三重県総合博物館、京都府立京都学・歴史館、中之条町歴史と民俗の博物館(ミュゼ)、尼崎市立歴史博物館。

※“三種の神器的”公文書(Facebook 掲載画像。左から議会会議録、予算書、条例制定関係文書)



科	目	本年度 予算額	現
第一 第一 役 所 費		六〇四、九九〇	
第一 第二 役 所 費		三八二、三九〇	
第二 役 所 費		三〇〇、〇〇〇	
第三 役 所 費		一六、〇〇〇	
第四 役 所 費		一六、七四〇	
第五 役 所 費		一、二八、四四〇	
第六 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第七 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第八 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第九 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十一 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十二 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十三 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十四 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十五 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十六 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十七 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十八 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第十九 役 所 費		九七五、〇〇〇	
第二十 役 所 費		九七五、〇〇〇	

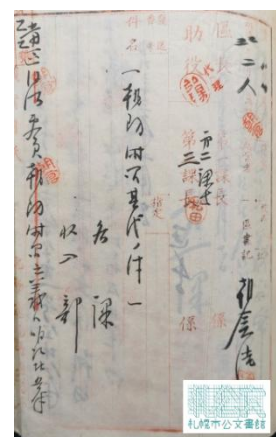


表3 政令指定都市の公文書館・歴史系博物館設置状況

※歴史系博物館の確認は、登録博物館・指定施設、『日本全国歴史博物館事典』掲載、各施設HPによる。

都市名	公文書館		歴史系博物館		
	1～所管について欄外	設立年		設立年	所管部局
札幌	札幌市公文書館	2013/7/1 (平成25)	(2015年3月に自然史系博物館基本計画を策定)		市長部局 文化振興系
仙台	仙台市公文書館	2023/7/1 (令和5)	仙台市博物館	1961 (昭和36)	教育委員会
さいたま	(市史基本計画で言及)		さいたま市立博物館 (市立浦和博物館もあり)	1980 (昭和55)	教育委員会
千葉	(当面施設を整備せず、設置を検討)		千葉市立郷土博物館	1983 (昭和58)	教育委員会
横浜	(横浜市史料室が公文書館機能あり)		横浜市歴史博物館(1995・平成7 ※2) 横浜開港資料館(1981・昭和56) 横浜都市発展記念館(2003・平成15)		教育委員会
川崎	川崎市公文書館	1984/10/1 (昭和59)	川崎市市民ミュージアム 水害により休館中。	1988 (昭和63)	市長部局 文化振興系
相模原	相模原市立公文書館	2014/10/1 (平成26)	相模原市立博物館	1995 (平成7)	教育委員会
新潟	新潟市文書館	2022/1/1 (令和4)	新潟市歴史博物館 (みなとびあ)	2004 (平成16)	市長部局 文化振興系
静岡			静岡市歴史博物館	2022 (令和4)	市長部局 文化振興系
浜松			浜松市博物館	1979 (昭和54)	市長部局 文化振興系
名古屋	名古屋市市政資料館	1989/10/11 (平成元)	名古屋市博物館	1977 (昭和52)	教育委員会
京都			京都市歴史資料館	1982 (昭和57)	市長部局 文化振興系
大阪	大阪市公文書館	1988/7/1 (昭和63)	大阪歴史博物館 【2019年度から独立行政法人】	2001 (平成13)	市長部局 文化振興系
堺			堺市博物館	1980 (昭和55)	市長部局 文化振興系
神戸	神戸市文書館 (新施設へ移行予定)	1989/6/19 (平成元)	神戸市立博物館	1982 (昭和57)	教育委員会
岡山			岡山シティミュージアム	2005 (平成17)	市長部局 文化振興系
広島	広島市公文書館	1977/4/1 (昭和52)	広島市郷土資料館	1985 (昭和60)	市長部局 文化振興系
北九州	北九州市立文書館	1989/11/1 (平成元)	北九州市立自然史・歴史博物館 (いのちのたび博物館)	2002 (平成14)	市長部局 文化振興系
福岡	福岡市総合図書館	1996/6/29 (平成8)	福岡市博物館	1990 (平成2)	市長部局 文化振興系
熊本	(整備基本計画策定) (2027年3月整備目標)		熊本博物館	1978 (昭和53)	教育委員会

※1 公文書館の所管は、新潟市が市長部局文化振興系、福岡市が教育委員会であることを除き、市長部局総務系。

※2 横浜市の歴史系博物館の分担と英訳は以下のとおり(条例及び各館HP参照)。

横浜市歴史博物館	開港期まで	Yokohama History Museum
横浜開港資料館	開港期中心	Yokohama Atcives of History
横浜都市発展記念館	開港期以降	Museum of Yokohama History